

「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等」に対する意見

2021 貿情セ調（経提）第3号

2021年9月17日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
1. 2の項関連	
<p>1) 貨物等省令第1条第十七号ハ</p> <p>【意見内容】</p> <p>原案末尾の下線部を、次のように修正する。</p> <p>(原案) (平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する<u>光学的器械(オートコリメーター)</u>を含む。)を除く。)</p> <p>(修正案) (平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する<u>光学的機器(オートコリメータ)</u>を含む。)を除く。)</p> <p>【理由】</p> <p>一般に、「器械」は動力無し、「機械」は動力あり、「機器」は機械、器械、器具の総称で動力有無を問わない、と理解しております。</p> <p>測定装置でも、ノギス、マイクロメータ、ダイヤルゲージ等、動力を持たない「測定き」は「器」を使用しています。一方で、座標測定機、真円度測定機等、動力を持つ「測定き」は「機」を使用しています。</p> <p>今回の除外対象は動力の有無を問わないと考えられることから、「器械」と「機械」を総称する「機器」とすることを提案します。新聞等の表記でも、原則的に「機器」が使われています。</p> <p>また、「オートコリメーター」については、一般に末尾の長音記号を用いず、「オートコリメータ」と呼んでいます。</p>	
2. 3の項関連	
<p>1) 貨物等省令第2条第1項第一号</p> <p>【意見内容】</p>	

改正案を、次のように修正する。

ス N・N—ジメチルイソブタノアミジン
ン N・N—ジェチルイソブタノアミジン
イイ N・N—ジプロピルイソブタノアミジン

【理由】

ジメチル、ジェチル、ジイソプロピル等の次のハイフン” — “は不要であると考えます。

3. 3の2の項関連

1) 運用通達3の2の項解釈「使い捨て培養容器」「収容装置」

【意見内容】

① 改正案を、次のように修正する。

「使い捨て培養容器」

一回限りの使用（装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまで又は自立型の使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。

② 現行解釈を、次のように修正する。

「収容装置」

密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。自立型の使い捨て培養容器を含む。

【理由】

① 「使い捨て培養容器」の用語の解釈の改正は不要です。

② 改正案では2018年2月18日付けのAG CCL改訂(規制の明確化(強化))で追加されたNote-2の内容が反映されていません。Note-2の内容を反映した「収容装置」の用語の解釈改正・追加が必要と考えるものです。Note-2の内容は下記の通りです。

Note 2 – Cultivation chamber holding devices include single-use cultivation chambers with rigid walls.

4. 6の項関連

1) 貨物等省令第5条第八号ハ

【意見内容】

原案末尾の下線部を、次のように修正する。

(原案) (平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械(オートコリメーター)を含む。)を除く。)

(修正案) (平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的機器(オートコリメータ)を含む。)を除く。)

【理由】

2の項関連1)と同じです。

5. 9の項関連

1) 貨物等省令第21条第1項第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第八号の二

【意見内容】

・貨物等省令第21条第1項第四号

「第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までの…」を

「第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までの…」に修正する。

・貨物等省令第21条第1項第五号

「第8条第二号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム」を

「第8条第二号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。

・貨物等省令第21条第1項第六号

「第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム」を

「第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。

・貨物等省令第21条第1項第七号

「第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム」を

「第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。

・貨物等省令第21条第1項第八号

「第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム」を

「第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。

・貨物等省令第21条第1項第八号の二

「第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム」を

「第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。

【理由】

・貨物等省令第21条第1項第四号、第六号

貨物等省令第21条第1項第二号や第八号と整合性がある「第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までの…」と表記とするためです。

・貨物等省令第21条第1項第五号、第六号、第七号、第八号、第八号の二

WA 条文の 5.D.1.a と 5.D.2.a. は、

“Software” specially designed or modified for the “development”, “production”, or “use” of any of the following:

とあり、これらの号の「設計したプログラム」は「設計し、又は改造したプログラム」とされるべきと考えます。

また、2021年1月27日に施行された、貨物等省令第21条1項第七号の二及び貨物等省令第21条1項第八号の三では、

「設計し、又は改造したプログラム」となっていることから、これらの条文と上述の条文の表現は合わせられるべきと考えます。

6. 役務通達

1) 2 申請書記載上の注意事項

【意見内容】

原案を次のように修正する。

(1) 申請者氏名又は名称及び代表者の氏名

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名する。

代表者以外の者が記名する場合は、別に委任状を添付すること。

(修正案)

(1) (申請者氏名又は名称及び代表者の氏名)

申請者の氏名又は法人名及び代表者の氏名を記入する。

代表者以外の者が記名する場合は、別に委任状を添付すること。

【理由】

(1) (申請者氏名又は名称及び代表者の氏名) の表題と平仄を合わせるためです。

7. 貿易外省令

1) 第2条貿易関係外取引等に関する省令・・・の一部を次のように改正する。

【意見内容】

原案を次のように修正する。

第八条第三項中・・・を「、金額及び確認を行った者を記入の上」に改める。

(修正案)

第八条第三項中・・・を「、金額及び確認を行った者の氏名を記入の上」に改める。

【理由】

他との平仄を合わせるためです。